

クリエイターへの適切な対価還元について

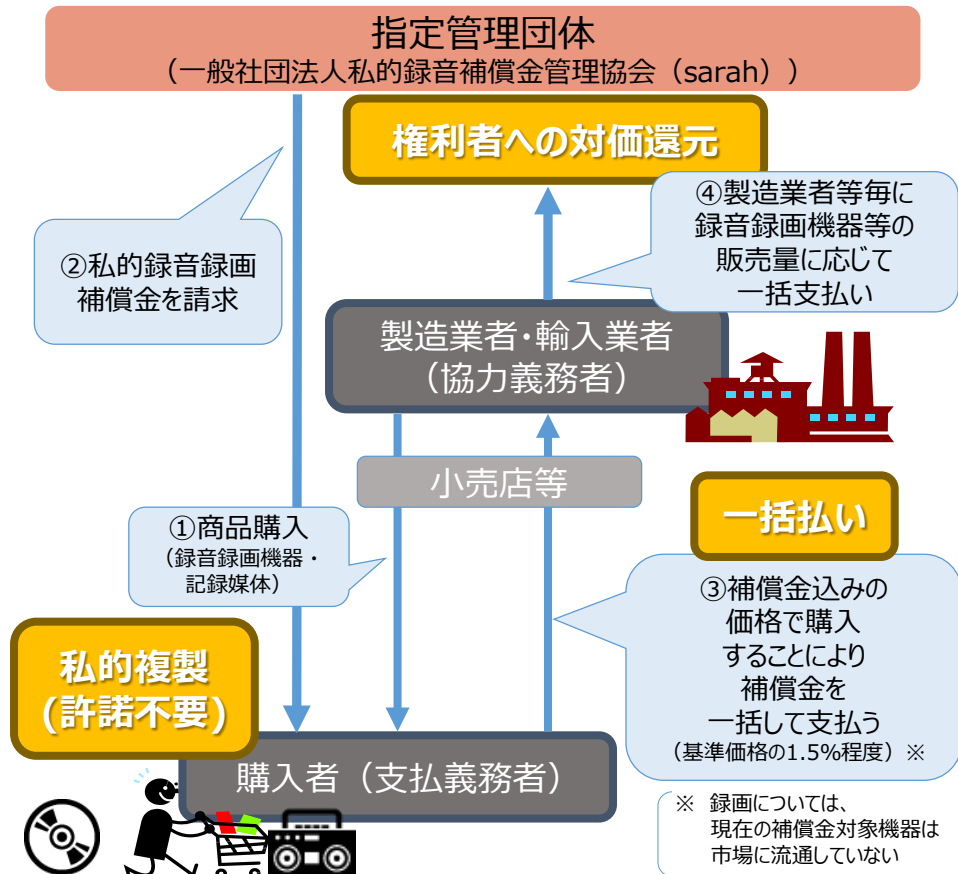
1. 私的録音録画補償金制度の概要

私的使用のためのデジタル方式の録音・録画について、権利者の利益を保護するため、録音・録画を行う者が、録音・録画機器や記録媒体の購入時に一括して補償金を支払う制度。

【趣旨】録音・録画技術の発達普及により、録音・録画が家庭内において容易に行われるようになり、その結果として、社会全体として大量の録音・録画物が作成される事態に至っていることから、利用者が録音・録画機器等の購入時に価格に上乗せされた補償金額を一括払いするという簡便な方法により、「**私的複製（許諾不要）**」と「**権利者への対価還元**」のバランスを実現

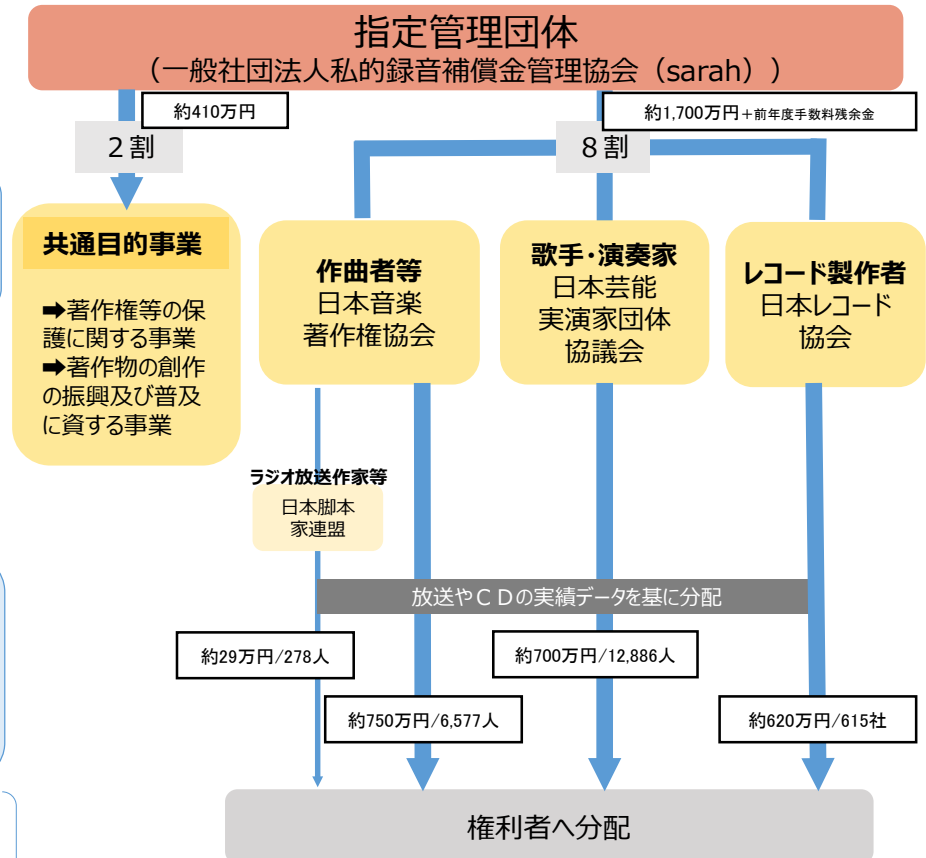
支払いの仕組み

※補償金は、協力義務を負う機器等の製造業者等が集約して、文化庁長官の指定管理団体に支払い、指定管理団体が権利者に分配する。



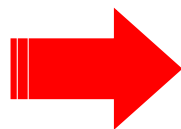
分配の仕組み

(金額・人数は令和元年度実績)



2. 私的録音録画補償金制度の運用の現状

補償金対象機器・記録媒体



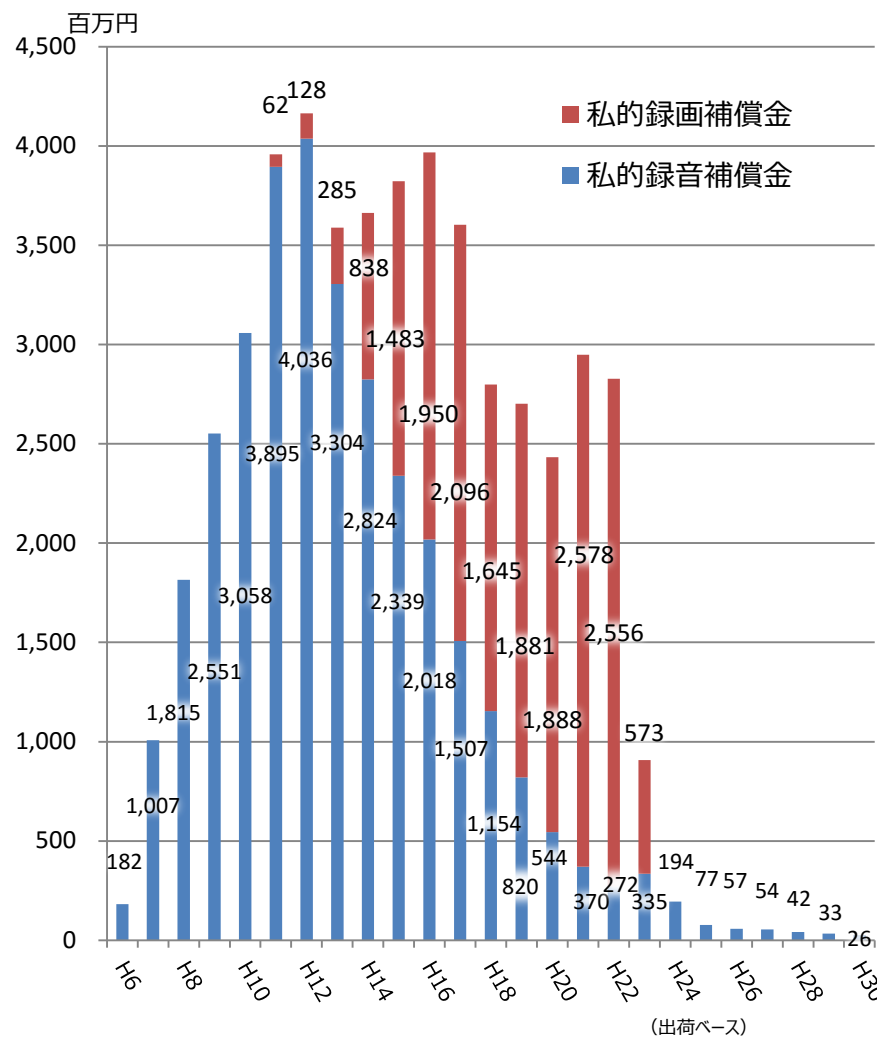
補償金収入総額の推移

補償金収入は年々減少

現在の補償金対象（著作権法施行令で個別指定）		追加・改正年度	
録音	機器	DAT（デジタル・オーディオ・テープ）レコーダー	平成5年追加
		DCC（デジタル・コンパクト・カセット）レコーダー	平成5年追加
		MD（ミニ・ディスク）レコーダー	平成5年追加
		CD-R（コンパクト・ディスク・レコーダブル）方式／CD-RW（コンパクト・ディスク・リライタブル）方式CDレコーダー	平成10年追加
	記録媒体	上記機器に用いられるテープ、ディスク	平成5年追加 平成10年改正 平成11年改正
録画※	機器（アナログデジタル変換した映像を固定する機器）	DVCR（デジタル・ビデオ・カセット・レコーダー）	平成11年追加
		D-VHS（データ・ビデオ・カセット・レコーダー）	平成11年追加
		MVDISC（マルチメディア・ビデオ・ディスク）レコーダー	平成12年追加
		DVD-RW（デジタル・バーサタイル・ディスク・リライタブル）方式DVDレコーダー（DVD-R,HD DVDも含む）	平成12年追加
		DVD-RAM（デジタル・バーサタイル・ディスク・ランダム・アクセス・メモリー）方式DVDレコーダー	平成12年追加
	記録媒体	Blu-Ray Disc（ブルーレイ・ディスク）レコーダー	平成21年追加
	記録媒体	上記の機器に用いられるテープ、ディスク	平成11年追加 平成12年追加

「スマートフォン」, 「PC」, 「ポータブルオーディオプレーヤー」は対象外

デジタル放送録画機器は対象外



3. 私的録音録画補償金制度の見直しに関する検討の経緯

平成4年度

私的録音録画補償金制度スタート

権利者等

対象になっていないポータブルオーディオプレイヤー等で私的録音されており、課金すべき。

平成16～20年度

見直しの議論スタート

VS

メーカー等

音楽配信で課金済みであり、二重課金となり、課金反対。

平成16年度：文化審議会著作権分科会

平成17年度：文化審議会著作権分科会法制問題小委員会

平成18～20年度：文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会

➔ 見直しについて合意が得られず、懇談会等により利害調整をすべきである旨提言

【参考】平成20～24年度

文化審議会の議論は一旦中断

平成20年度：ブルーレイディスク（BD）が政令指定／ダビング10運用開始

平成21～24年度：SARVH（私的録画補償金管理協会）が東芝を提訴（デジタル放送専用の録画機器は、現行の政令指定機器に含まれないことが判決で確定）

平成27年度～

見直しの議論再開

平成27年：SARVH解散

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

平成27～30年度：「クリエイターへの適切な対価還元」（H31.2審議経過報告）

関係府省庁（内閣府知的財産戦略推進事務局、文化庁、経済産業省、総務省）による検討

平成31年度～：依然として関係当事者間の意見の隔たりが大きいことから、内閣府を中心とした関係府省庁において、対価還元の在り方について検討。

4. クリエーターへの適切な対価還元の在り方に関する検討状況

【問題の所在】 私的録音録画補償金制度等の現状

背景

- 課金対象（政令により指定）はMD等に限定されている。
- それらを用いた私的録音が減少する一方、対象外のパソコン・スマートフォン・ポータブルオーディオプレーヤー等による複製実態がある。
- ストリーミング配信など、私的複製を伴わないサービスも台頭しつつある。
- 録画については、現在の対象機器（アナログ放送を録画可能な機器）は市場に流通していない。

補償金制度は役割を終えたのか。それとも、複製の実態に対応して課金対象を広げるべきか。

【主張の違い】

製造業者等 補償金制度に代わる対価還元を実現すべき

代替手段（契約手法等）を模索し、公平な徴収・分配に限界がある補償金制度は廃止・縮小すべき

（主な考え方）

- 私的複製の正確な捕捉が困難な制度は拡大すべきでない
- 汎用機器（パソコン等）は私的録音録画を行わない者も多い

権利者等 補償金制度の課金対象を広げるべき

代替手段（契約手法等）は直ちに機能しえず、実際の複製機器（パソコン等）に課金できていない事態を改善すべき

（主な考え方）

- 現行補償金制度は、私的録音録画の実態に追いついていない
- 欧州諸国に倣い、補償金の対象を拡大すべき

【知的財産推進計画2020（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）】

5. コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築

（1）デジタル時代のコンテンツ戦略

（施策の方向性）

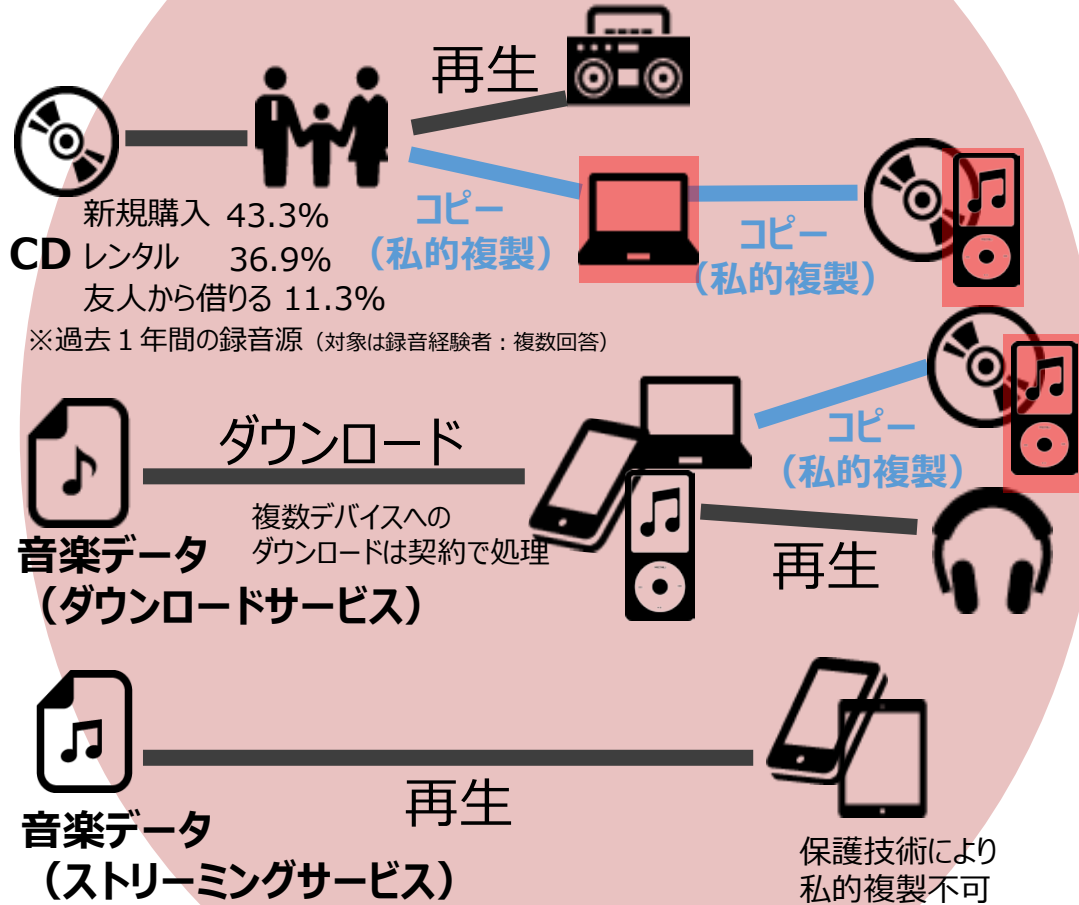
- クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、デジタル時代における新たな対価還元策やクリエイターの支援・育成策等について検討を進めるとともに、私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、2020年内に結論を得て、2020年度内の可能な限り早期に必要な措置を講ずる。

（短期、中期）（文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省）

5. コンテンツの利用行為と私的複製の関係（イメージ）

録音

私的録音の経験者は40%



録画

私的録画の経験者は約70%

